

平成30年度 法人税関係法令改正の概要

UHY Tax ニュースレター / 2018年5月

平成30年5月7日、国税庁ホームページで「平成30年度 法人税関係法令の改正の概要」が公表されました。その中から、「収益認識に関する会計基準への対応」に関して改正の概要をお伝えします。詳細な内容は下記リンクをご参照下さい。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2018/01.htm

(1) 収益認識に関する会計基準の概要

企業会計基準委員会が平成30年3月30日に公表した「新会計基準」では、「約束した財又はサービスの顧客への転移を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識すること」を基本原則としている。

新会計基準の適用時期は、平成33年4月1日以降開始する事業年度から強制適用とされ、平成30年4月1日以降開始する事業年度又は同年12月31日以後終了する事業年度から任意適用できることとされている。

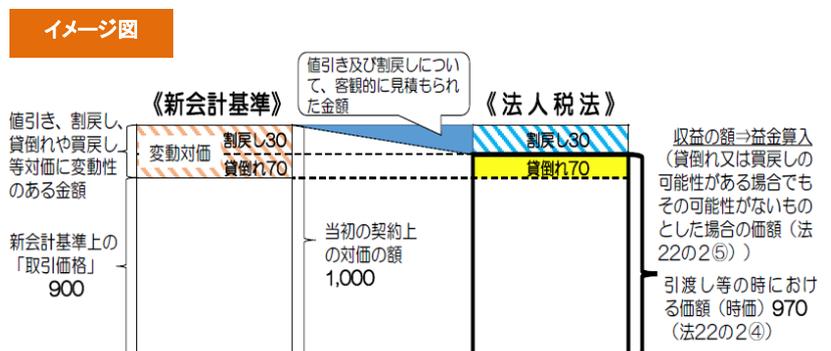
(2) 資産の販売等に係る収益の認識時期について

資産の販売もしくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」という。)に係る収益の額は、原則としてその資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが明確化された。

(3) 資産の販売等に係る収益の額について

資産の販売等に係る収益の額として所得の金額の計算上、益金の額に算入する金額は、原則として、その販売もしくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることが明確化された。

その引渡し等の時における価額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とされる。



(4) 収益の額に係る修正の経理について

資産の販売等に係る収益の額について、公正処理基準に従って、引渡し等の日の属する事業年度後の事業年度の確定した決算において修正の経理をした場合に、その引渡し等の日の属する事業年度において所得の金額の計算上益金の額に算入された金額にその修正の経理により増加した金額を加算し、又はその益金の額に算入された金額からその修正の経理により減少した金額を控除した金額がその資産の販売等に係る引渡し等の時における価額に相当するときは、その修正の経理により増加し、又は減少した金額は、その修正の経理をした事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされた。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

CONTACT

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>